

【 投 薬 】

303 小児のめまい症等に対するドンペリドン坐剤【10、30m g】の算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

小児における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30m g】（ナウゼリン坐剤 10、30 等）の算定は、原則として認められない。

- (1) めまい症
- (2) 蕁麻疹
- (3) 痔核

○ 取扱いを作成した根拠等

ナウゼリン坐剤 10、30 の添付文書の効能・効果は、「小児：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、腹痛）（下記は、・周期性嘔吐症、乳幼児下痢症、上気道感染症、・抗悪性腫瘍剤投与時）」であり、上記(1)から(3)の傷病名に対する投与は、適応外である。

以上のことから、小児における上記(1)から(3)の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30m g】（ナウゼリン坐剤 10、30 等）の算定は、原則として認められないと判断した。